

木造住宅耐震化等促進事業 手続きの流れ

浜田市木造住宅耐震化等促進事業の補助金を受けるためには、次の手続きが必要です。

申 請 者	浜 田 市
①補助金交付申請書(様式第1号)の提出 (事業着手の7日前までに) ■ 提 出 先 : 建築住宅課 ■ 提出部数 : 1部 《 添付書類 》 (1) 住宅の位置図及び平面図 (2) 住宅の建築又は着工年月日が確認できる書類の写し (3) 見積書の写し (4) 耐震診断の結果が確認できるもの(耐震診断事業を除く) (5) 耐震シェルターの仕様書等(耐震シェルター設置事業) (6) 高齢者等であることが確認できる書類(耐震シェルター設置事業)	②申請書の受理・審査 ※申請書の用紙は建築住宅課にあります。また、市のホームページからダウンロードできます。 【トップページ⇒暮らし⇒住まい⇒支援事業や制度⇒木造住宅耐震化等促進事業】をご覧ください。
④交付決定通知書を受領	③交付決定通知書(様式第2号)の送付
⑤調査・工事に着手(交付決定通知日以降) ※ 補助事業の内容変更が必要な場合は、変更承認申請を提出する(軽微な変更を除く)	現場確認(中間検査)の実施
⑥工事の完了(遅くとも3月31日までに)	⑧実績報告書の受理・審査 ※報告書の用紙は建築住宅課にあります。また、市のホームページからダウンロードできます。
⑦実績報告書(様式第4号)の提出 (工事完了後速やかに) ■ 提 出 先 : 建築住宅課 ■ 提出部数 : 1部 《 添付書類 》 (1) 事業に係る費用の請求明細書の写し (2) 領収書の写し (3) 事業の成果報告書 (4) 実施前後の比較が可能な写真(耐震改修事業又は解体助成事業に限る)	現場確認(完了検査)の実施
⑩確定通知書の受領	⑨確定通知書(様式第5号)の送付
⑪請求書(様式第6号)の提出	⑫請求書の受理・審査
⑭補助金の受領	⑬補助金の口座振込み

お問い合わせ先 : 浜田市 建築住宅課 TEL 0855-25-9632